

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野市は母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

中野市長

## 公表日

令和5年5月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ②妊娠の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ③母子健康手帳交付に関する事務 ④低体重児の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表149の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<情報照会ができる根拠規定> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号 別表第2 56の2、69の2、70の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3、第39条  <情報提供ができる根拠規定> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号 別表第2 26、56の2、69の2、87の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野市 健康福祉部健康づくり課 長野県中野市三好町一丁目3番19号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野市 健康福祉部健康づくり課 長野県中野市三好町一丁目3番19号

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月26日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>&lt;情報照会ができる根拠規定&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号 別表第2 56-2、69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3、第39条</p> <p>&lt;情報提供ができる根拠規定&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号 別表第2 26、56の2、69-2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p>	<p>&lt;情報照会ができる根拠規定&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号 別表第2 56の2、69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3、第39条</p> <p>&lt;情報提供ができる根拠規定&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号 別表第2 26、56の2、69の2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p>	事後	保護評価書の見直しに伴う修正
令和4年4月26日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、別表1 49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表1 49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p>	事後	保護評価書の見直しに伴う修正
令和5年1月12日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年5月30日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	保護評価書の見直しに伴う修正